平成２４年（フ）第１２６１号
福岡県福津市東福間８丁目２番17―305号
債務者　安武　　学
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６４号
福岡市西区拾六町１丁目18番17号
債務者　田中　和枝（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６８号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原２丁目21番10号
債務者　佐藤タツ子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７７号
福岡市中央区福浜２丁目６番５―264号
債務者　小串　伸夫（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２７８号
福岡市博多区古門戸町７番19―101号
債務者　北崎　正敏
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８２号
福岡市南区曰佐３丁目９番19号
債務者　吉澤　栄光
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２８５号
福岡市博多区博多駅前３丁目10番24―604号
債務者　河津　順子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０４号
福岡市南区曰佐３丁目35番５―206号
債務者　高丘　　至
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３０７号
福岡市南区市崎１丁目16番15―103号
債務者　片岡　洋平
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３１６号
福岡市城南区堤２丁目３番25―103号
債務者　沖中　絵梨
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５５号
福岡県久留米市西町864番地天本ビル102号
債務者　中尾　勝次
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６５号
福岡県久留米市国分町1551番地６　馬場アパート１号
債務者　稲員小百合
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５６号
長崎県長崎市宿町498番地　市営日見大曲アパート３棟103号
債務者　岡崎　正人
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市牧志２丁目22番31号　パラティーノ牧志203
債務者　宮國　　晃
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３１８号
沖縄県浦添市宮城４丁目９番17号　沖縄コロニーセンター
債務者　渡久地政仁
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０３号
北海道小樽市富岡２丁目１番13号　アメニティ富岡306号
債務者　柳橋　茉唯
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１０号
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼476番地１
債務者　外谷規世子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目３番11号　ハイツエイコー103号、前住所兵庫県尼崎市西難波町２丁目５番25号　小寺マンション203号
債務者　新田　　勲
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係